

地区計画の区域内における行為の届出について

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境を整備し、開発し及び保全するための計画であり、この区域内で建築物等を建築する際には、この計画に沿った届出をすることが必要です。

1 届出に必要な書類

(1) 地区計画の区域内における行為の届出書

申請者は後日提出される建築確認申請建築主と同者としてください。

※各地区ごとの「チェック表」を添付する。

(2) 建築行為の位置をあらわす書類（位置図）

住宅明細図等により位置の特定ができるもの

(3) 建築行為の内容をあらわす書類

配置図

平面図

立面図…2面以上着色の上、マンセル値を併記してください。

構造図（かき又は柵、自立公告物の計画がある場合のみ）…着色してください。

※（1）に記入した数値（敷地面積、建築面積、延床面積など）の根拠となるものを上記図面に記入してください。

(4) その他

審査の際に必要なため、市から指示された書類（土地謄本の写しなど）

2 届出の手順について

(1) (2) (3) の書類を各1部作成し、市都市計画課に提出

↓

審査及び決裁

↓

届出書の写し交付

↓

建築確認申請書に届出書の写しを添付する。

3 注意事項

※ 壁面後退距離については、境界線より壁面までの距離の最小値をすべての面について配置図上に記入し、また届出書にはその中の最小値を記入してください。

各地区ごとの計画書またはパンフレットを熟読の上、作成をお願いします。

－問い合わせ－

野々市市土木部都市計画課

都市計画係 Tel 227-6091